

岩手県告示第59号

公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年1月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 ふれあいランド岩手
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
 - （1） 住所 盛岡市三本柳8地割1番3
 - （2） 名称 社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで